

# 千葉県木育推進方針概要

令和8年3月25日  
農林水産部森林課

木育の基本的な考え方や進め方など認識の共有を図ることで、市町村や民間団体等が行う、子どもから大人までの幅広い年齢を対象とした木育を一層推進するため、「千葉県木育推進方針」を更新する。

<sup>もくいく</sup>【木育とは】 子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動

## 《想定する取組主体》

県、市町村、森林・林業・木材関係者、幼児教育関係者、学校教育関係者、里山活動団体、民間企業

## 方針の概要

- 1 千葉県型木育の基本的な考え方
  - ① 県内の森林や里山への愛着を育む
  - ② 子どもから大人までの全ての県民を対象とする
  - ③ 多様な主体が連携して取り組む
- 2 千葉県型木育の進め方  
「触れる」→「学ぶ」→「行動する」
- 3 方針の期間  
令和8年度から令和11年度までの4年間
- 4 各主体の具体的な取組
- 5 県が行う木育活動の支援・取組
  - ①森林と親しめるフィールドの提供  
(教育の森制度、県民の森、法人の森制度、緑化活動拠点施設)
  - ②木育の指導者育成
  - ③県産木材のおもちゃの貸出制度の整備
  - ④木育イベントの実施
  - ⑤中学生を対象とした木工体験
  - ⑥公共建築物や備品への県産木材の利用
  - ⑦県産木材利用に関する支援
  - ⑧主体間の情報共有の支援